

「坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」をここに公布する。

令和 8 年 6 月 1 5 日

坂 城 町 長

坂城町条例第 1 0 号

坂城町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
坂城町消防団員等公務災害補償条例（昭和56年条例第27号）の一部を次のように改正する。
第18条中「315,000円」を「330,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和8年4月1日から適用する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の坂城町消防団員等公務災害補償条例（以下「新条例」という。）第18条の規定は、この条例の適用の日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由の生じた新条例第4条第7号に規定する葬祭補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた葬祭補償については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の坂城町消防団員等公務災害補償条例（以下「旧条例」という。）第18条の規定に基づいて適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に新条例の適用を受ける者に支給された旧条例第4条第7号の規定に基づく葬祭補償は、新条例による葬祭補償の内払とみなす。